

小規模多機能型居宅介護事業所ののめ



居室



浴室



トイレ

○小規模多機能型居宅介護事業とは？

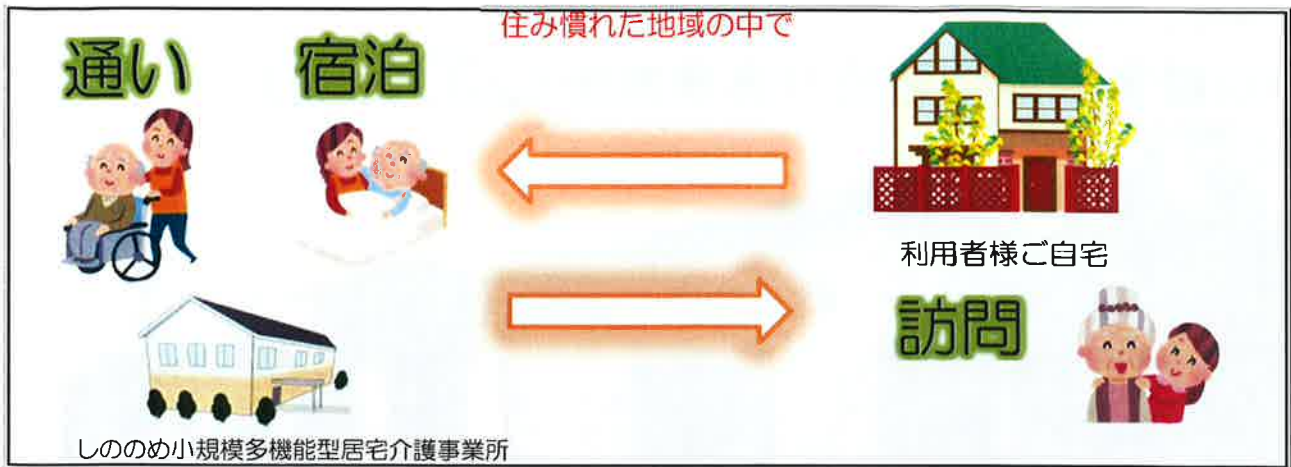
年をとっても、住み慣れた自宅で、慣れ親しんだ環境のもと、なじみの人たちと関わりを持ちながら暮らし続けたいと、誰もが望んでいるのではないのでしょうか。

もし、介護が必要になっても、自宅の近くに安心して「通う」場所があり、必要に応じて「宿泊」ができ、更に訪問してくれるといった、事業所があれば、住み慣れた自宅や地域で、これまでの暮らしを続けることができるようになります。

6

住所 富士吉田市小明見3-3-14 (地域密着型特養しののめ併設)
担当者 管理者 計画作成担当 野尻まり子
電話 0555-30-4005
FAX 0555-24-4995
Eメール shino@snhfuyoso.com

※見学・お問い合わせは、担当者までご連絡願います。



- ・小規模多機能型居宅介護事業所しののめは、小規模多機能型居宅介護事業所よってかっせのサテライトで登録制(定員18名)で富士吉田在住の方となります。
- ・月々の利用回数は、1日の通い及び宿泊サービスの利用者数が定められておりますので、当事業所の計画作成担当が、お客様とご相談の上決めさせていただきます。

通い	1日定員が12名以下、ご本人やご家族の都合に合わせ、サービス提供時間を柔軟に対応します。	宿泊	1日定員が6名以下、通いと同一場所、同じ職員が介護します。	訪問	自宅で過ごしている時間帯も、同じ職員が自宅に伺います。病院受診の介助も可能です。
----	--	----	-------------------------------	----	--

- ・環境の変化に敏感な認知症高齢者の方にとっては、同じ場所に通い、同じ場所に宿泊し、同じ職員が訪問することで、不安が軽減されます。
- ・病院受診の介助も可能ですので、お一人暮らしの方でも地域での生活が継続できます。

《しののめ小規模多機能 ご利用料金表》

要介護度	自己負担分	食事代
介護予防	要支援1	朝食 325円
	要支援2	昼食 610円
介護	要介護1	※おやつ代含む
	要介護2	夕食 510円
	要介護3	宿泊代 1泊 1,530円
	要介護4	総合ケアマネジメント体制強化加算 1月につき1000単位
	要介護5	サービス提供体制強化加算Ⅲ 1月につき350単位
		処遇改善加算Ⅰ 所定単位数の10.2%
		特定処遇改善加算Ⅱ 所定単位数の1.2%
		科学的介護推進体制加算 1月につき40単位

- ・上記の自己負担分に、提供した分の食事代と、宿泊代がプラスされます。
- ・おむつ代・日用品費は、お客様の希望で提供した場合は実費となります。持ち込みも可能です。

- ・支給限度額の範囲内で併用できるサービスは、訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養管理指導・福祉用具貸与となります。
- ・運営推進会議の開催が義務化されております。地域密着型特養との合同開催で、地域の人たちにメンバーになって頂き、地域に開かれたサービスの質の確保を目的としています。